

国際大会への日本代表選手選考規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本拳法競技連盟（以下「本連盟」という）が、この規定を定める目的は国際大会において上位の成績を獲得することと、日本拳法の魅力を国際的に広めることにある。

(代表選手選考手順)

第2条 国際大会に出場する日本代表選手選考は選考判断対象大会での上位入賞者からとする。

2. 補欠選手は選考判断対象大会以外の成績も考慮して充てることができる。
3. 日本代表選手を選考する最終的な権限は本連盟にある。

(選考判断の対象となる大会等)

第3条 本連盟が主催する日本拳法総合選手権大会及び日本拳法体重別選手権大会。

(選考対象者資格および行動規範)

第4条 代表選手として選考対象となるのは以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 本連盟の登録者であること。
- (2) 大会主催団体の出場資格条件を満たしていること。
- (3) 日本拳法の理念および指導精神を理解し、社会規範を遵守していること。

2. 代表選手は日本拳法を代表するに相応しい言動と態度を示さなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は理事会が行う。